

⑤ 診療所廃止届

概要説明	医療法第9条第1項に基づき、診療所を廃止した場合に行う届出書です。
提出書類	廃止届（様式第5号） 1部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は2部）
受付期間	廃止日～廃止後10日以内
受付窓口	（〒750-8521 下関市南部町1番1号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 開設者そのものの変更または所在地の変更は廃止及び新規開設の手続きが必要です。（①診療所開設許可申請又は③診療所開設届）・ 開設者が亡くなられた場合は⑥診療所開設者死亡（失そう）届になります。・ 承継による廃止及び新規開設の場合は、廃止日の翌日を開設日としてください。
備考	以下関係先等に事前相談を行い、手続に遺漏のないようご注意ください。 <ul style="list-style-type: none">・ 保険医療機関に係る指定等：中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171)・ 医療法人の定款変更等：山口県医務保険課(083-933-2820)・ 有床診療所の廃止：山口県医療政策課(083-933-2924)・ 麻薬施用者等免許：山口県薬務課(083-933-3018)・ 結核等指定医療機関、外来医療計画等：下関市役所